

# 定 款

一般社団法人 由利本荘医師会

平成 28 年 5 月 26 日改正版

# 一般社団法人由利本荘医師会 定款

## 目次

- 第1章 名称及び事務所（第1条～第2条）
  - 第2章 目的及び事業（第3条～第4条）
  - 第3章 会員（第5条～第12条）
  - 第4章 社員総会（第13条～第23条）
  - 第5章 役員等（第24条～第33条）
  - 第6章 理事会（第34条～第38条）
  - 第7章 裁定委員会（第39条～第42条）
  - 第8章 委員会（第43条）
  - 第9章 参与及び顧問（第44条～第45条）
  - 第10章 資産及び会計（第46条～第50条）
  - 第11章 事務局（第51条）
  - 第12章 雑則（第52条～第54条）
- 附則

## 第1章 名称及び事務所

### （名称）

第1条 本会は、一般社団法人由利本荘医師会と称する。

### （事務所）

第2条 本会の事務所は、秋田県由利本荘市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### （目的）

第3条 本会は、日本医師会及び秋田県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

### （事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行なう。

- （1）医道の高揚に関する事項
- （2）医学教育の向上に関する事項
- （3）医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- （4）医師の生涯研修に関する事項
- （5）医学、医療の国際交流に関する事項

- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (7) 地域医療の推進発展に関する事項
- (8) 地域保健の向上に関する事項
- (9) 保険医療の充実に関する事項
- (10) 医事法規の整備に関する事項
- (11) 医療施設の整備に関する事項
- (12) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (13) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (14) 医師会病院の運営に関する事項
- (15) 看護学校の運営に関する事項
- (16) 看護師及びその他の医療技術者の養成に関する事項
- (17) 検診車による集団検診業務に関する事項
- (18) 訪問看護事業に関する事項
- (19) 介護事業に関する事項
- (20) 特定保険事業に関する事項
- (21) その他本会の目的を達成するために必要な事項

### 第3章 会員

#### (組織)

第5条 本会は、医師をもって組織する。

#### (会員の資格)

第6条 本会は、由利本荘市及びにかほ市を区域とし、その区域内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したのもをもって会員とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 会員は同時に秋田県医師会及び日本医師会の会員となることができる。

#### (入会、異動及び退会)

第7条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を得なければならない。

2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。

3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。

4 本会を除名された者で再入会しようとする者については、裁定委員会の審議裁定を経て、

会長がその再入会を承認することができる。

- 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第11条第6項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

（会員の本務）

第8条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊厳を得るように努めなければならない。

- 2 会員は本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

（会費及び負担金）

第9条 会員は、本会所定の会費及び負担金を本会に納入しなければならない。

- 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、社員総会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、会費賦課徴収規定に定めるところにより、その額を減免することができる。

（表彰）

第10条 本会のために著しい功績をあげた者に対しては、理事会の承認を経て、これを表彰することができる。

（会員の制裁）

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

- （1）医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの。
- （2）本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの。
- （3）その他正当な事由があるとき。

- 2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、会長が社員総会の決議を経て行う。

- 5 第3項又は前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を秋田県医師会並びに日本医師会に通知しなければならない。

- 6 裁定委員会は、第1項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（会員資格の喪失）

第12条 第7条第2項及び前条第4項の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- （1）総会員が同意したとき
- （2）当該会員が死亡したとき

## 第4章 社員総会

### (社員総会)

第13条 社員総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

### (定例社員総会及び臨時社員総会)

第14条 社員総会は、定例社員総会と臨時社員総会の2種とする。

- 2 定例社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回召集しなければならない。
- 3 臨時社員総会は、理事会の決議を経て、会長が召集する。ただし、5分の1以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時社員総会召集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時社員総会を召集しなければならない。
- 4 社員総会を召集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに会員に発しなければならない。

### (社員総会の議長及び副議長の選定)

第15条 社員総会には、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、社員総会において、会員の中から選定する。
- 3 議長及び副議長の任期は、選定後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度のものに関する定例社員総会の議長の選定の時までとする。

### (議長及び副議長の職務)

第16条 社員総会の議長は、議場の秩序を保持し、議場を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

### (議長又は副議長の後任者の選定)

第17条 議長又は副議長が欠けたときは、社員総会においてその後任者を選定する。

- 2 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (社員総会の任務)

第18条 社員総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
- (2) 会費及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
- (3) 会員の除名
- (4) 理事及び監事の選任及び解任
- (5) 会長、副会長の選定及び解職
- (6) 理事及び監事の報酬等の額

- (7) 定款の変更に関する事項
  - (8) 本会の解散に関する事項
  - (9) 理事会が付議した事項
  - (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 社員総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
- (1) 第47条第2項に定める事業計画書、収支予算書等
  - (2) 第48条第2項に定める事業報告
  - (3) その他必要な会務報告

(社員総会の定足数及び決議)

第19条 社員総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することが出来ない。

- 2 社員総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項

(社員総会への出席発言)

第20条 役員は、社員総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が社員総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合は、この限りではない。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席しない社員は、他の社員を代理人として総会の決議を行使することができる。この場合において、当該社員は、総会ごとに代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

- 2 前項の場合における第19条の各項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(社員総会の議事規則)

第22条 社員総会の議事に関して必要な事項は、社員総会の決議を経て、別に定める。

(社員総会の議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び社員総会において議長より指名された議事録署名人2名が、これに記名並びに押印する。

## 第5章 役員等

(役員等)

第24条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14人以上16人以内
  - (2) 監事 3人以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長とする。
  - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
  - 4 前項の代表理事並びに業務執行理事は、法人法第91条第2項の規定により、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事の職務)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。

(監事の職務)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を提出しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び本会職員に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員等の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度のものに関する定例社員総会の終結の時までとする。また、監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度のものに関する定例社員総会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、本会会員の中から、社員総会の決議により、選任する。

2 社員総会は、会長、副会長を選定及び解職する。

(役員補欠の選任)

第29条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべく速やかに、補欠の選任を行うものとする。

2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には費用を弁償することができる。

(役員責任免除)

第32条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(秋田県医師会代議員及び予備代議員の選出)

第33条 秋田県医師会代議員及び予備代議員は、社員総会において会員中より選出する。

2 前項の選出は、秋田県医師会において定めたところによる。

## 第6章 理事会

(理事会)

第34条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。

3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求をした場合においては、その請求のあった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な本会職員の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該事案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

(理事会への報告の省略)

第36条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第91条第2項の報告については、この限りではない。

(理事会への出席発言)

第37条 社員総会の議長及び副議長は、理事会の求めに応じて、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名並びに押印する。

## 第7章 裁定委員会

(裁定委員会)

第39条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5人の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第40条 裁定委員は、本会会員の中から、社員総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第41条 裁定委員の任期は、第27条第1項(役員等の任期)を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(紛議に関する調停)

第42条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

## 第8章 委員会

(委員会の設置)

第43条 会長又は社員総会は、必要に応じて委員会を設置することができる。

## 第9章 参与及び顧問

(参与)

第44条 本会に、理事会の決議を得て、若干名の参与を置くことができる。

2 参与は、会務に参与し、理事会の求めに応じて、理事会に出席し意見を述べることができる。

3 参与は、会長が委嘱し、その任期は、会長の任期による。

(顧問)

第45条 本会に、若干名の顧問をおくことができる。

2 顧問は、社員総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、会長の任期による。

4 顧問は次の職務を行う

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について、理事会の求めに応じて、理事会に出席し参考意見を述べること

## 第10章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、社員総会に報告するものとする。

3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例社員総会にその内容を報告し、第3号、第4号及び第5号の書類については、定例社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定例社員総会終了後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配禁止)

第49条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第50条 本会の財産は、会長が管理する。

## 第11章 事務局

(事務局)

第51条 本会に、事務局を置く。

2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。

3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

## 第12章 雑則

### (残余財産の帰属)

第52条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は社員総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号の規定に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与する。

### (公告)

第53条 本会の公告は、主たる事業所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法による。

### (委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附則

### (施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

### (会長等に関する措置)

2 この法人の最初の会長は金 直樹、副会長は渡邊 廉、酒見喜久雄、菊地頭次とする。

### (裁定委員に関する経過措置)

3 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、社員総会において裁定委員に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

### (参与及び顧問に関する経過措置)

4 この定款施行の際、現に参与及び顧問の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、参与及び顧問として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によるものとする。

### (委員会委員の関する経過措置)

5 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。ただし、その任期は、それぞれ従前の任期によ

るものとする。

(職員に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 7 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 46 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

8. 本改正定款は平成 25 年 6 月 21 日より施行する。  
本改正定款は平成 26 年 6 月 19 日より施行する。  
本改正定款は平成 28 年 6 月 23 日より施行する。